

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日  
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第40号	
事故等名	引船第五十俊栄丸引船列乗揚	
発生年月日時刻	平成20年7月4日 17時40分ごろ	
発生場所	兵庫県福良港 株式会社増井造船岸壁沖	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月13日 神戸・地方事故調査官が海難報告書を精査し、 船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 引船 第五十俊栄丸 19トン	
船舶番号(IMO 番号)	260-43309	
船舶所有者等	個人所有	
船種・船名・総トン数	B 台船 MD-813 長さ30メートル	
船舶番号(IMO 番号)	なし	
船舶所有者等	宗田造船株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士	
	B なし	
負傷者	A 負傷者 なし	
	B 負傷者 なし	
損傷	A 船尾船底外板に凹損	
	B なし	
事故等の経過	A船は、香川県高松港から、船体部品を積載したB船をえい航して兵庫県福良港に入航し、港奥の増井造船岸壁沖の固定台船にB船を接舷させるため接近中、固定台船に係留されていた漁船を避けるため左舵をとったところ、平成20年7月4日17時40分ごろ、浅所に船底部が接触し、衝撃を感じた。 当時、潮候は上げ潮中央期で、気象・海象は平穏であった。 その後、A、B両船とも固定台船に係留して点検を行ったが浸水等はなく、以後平常運航され、平成20年7月下旬A船を上架したところ船底部に凹損が見られたため、修理を行った。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	固定台船に係留されていた漁船を避ける際の、本船の操船が適切に行われなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が固定台船に係留されていた漁船を避ける際の操船を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	